

安全保障理事会決議 2427 (2018)

2018年7月9日、安全保障理事会第8305回会合にて採択

安全保障理事会は、

1999年8月25日の1261(1999)、2000年8月11日の1314(2000)、2001年11月20日の1379(2001)、2003年1月30日の1460(2003)、2004年4月22日の1539(2004)、2005年7月26日の1612(2005)、2009年8月4日の1882(2009)、2011年7月12日の1998(2011)、2012年9月19日の2068(2012)、2014年3月7日の2143(2014)、2015年6月18日の2225(2015)の安保理諸決議、および武力紛争により影響を受けた子どもの保護に対処するための包括的枠組に貢献する、安保理議長に関連する全ての諸声明を再確認し、

国際の平和および安全の維持に関する安保理の主要な責任、および、この点について、子どもに関する武力紛争の広範な結果、並びにこのことが永続的な平和、安全および発展に対して有する長期の結果、に対処する安保理の公約をくり返し表明し、

武力紛争により影響を受けた子どもの保護は、紛争の解決と平和を持続するためのあらゆる包括的な戦略の重要な側面であるべきであることを確信しそして長期的に子どもの保護を高めるために包括的なやり方で武力紛争の根本原因に対処する、紛争予防の幅広い戦略を採択することの重要性をまた強調し、

戦争の惨害から将来の世代を救うというその創立の決意を実現する国際連合の能力を促進することの重要性を再確認しそして予防外交、仲介と周旋、平和維持、平和構築および平和の持続に強調を置きつつ、

持続可能な開発のための2030アジェンダの実施の重要性をこれに関連して強調し、そして強く焦点を当てるのが、とりわけ武力紛争の文脈におけるあらゆる暴力や虐待から子どもを防ぎまた保護するためそして子ども、家族および共同体の強靱性を促進するために貧困、欠乏および不平等と闘うことに必要とされていることをそして全ての者のための教育と持続可能な開発のための平和で包括的な社

会を促進することの重要性を認識し、

武力紛争の全ての当事者は、児童の権利条約および武力紛争における児童の関与に関するその選択議定書、並びに 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約および 1977 年の追加議定書を含む、武力紛争における子どもの保護のための国際法の下で彼らに適用可能な義務を厳格に遵守しなければならないことを想起し、

武力紛争により影響を受けた全ての子どもに保護と救済を提供することにおける政府の主要な役割を強調し、そしてこれに関連して国の能力を強化することの重要性を認識し、

依然として加盟国の主要な責任のままである、平和を持続すること、紛争予防と平和構築のための戦略を策定することにおいて国の当局を支援し、並びにこれらの戦略が、政治的な、安全上の、人権の、開発のそして法の支配の活動の間の一貫性を強化することを確実にするために、地域的なまた準地域的な機構を含む国際的な協力機関や主要な利害関係者と協議した、国際連合の極めて重要な役割を強調し、

地域的なまた準地域的な機構や取極めに関連する貴重な貢献が、武力紛争により影響を受けた子どもの保護に役立つことを認識し、

紛争における性的暴力の結果として生まれた子どもを含む、武力紛争により影響を受けた子ども、特に女兒の、共同体レベルでの保護、再統合および負の烙印と闘うことを強化することにおける地元や宗教的な指導者と市民社会ネットワークの両方の重要な役割を認識し、

子どもの最善の利益並びに具体的必要性および女兒と男児の脆弱性は、武力紛争の状況における子どもに関する行動を計画しそして実行する時、十分に考慮されるべきことを強調し、

あらゆる和平プロセスの早い段階から子ども保護の問題、とりわけ子ども保護規定の統合、に然るべき配慮が与えられることの、並びに子どもの最善の利益、被害者として武装集団から引き離された子どもの取り扱いに強い強調を置いたまた家族と共同体に基づく再統合に焦点を絞った和平合意の重要性を強調し、

国際人道法と人権法の下で武力紛争の当事者に適用可能な彼らの義務を想起し、いかなる子どもも、彼または彼女の自由を不法にまたは恣意的に奪われるべきではないことを強調しそして紛争の全ての当事者に対し、不法なまたは恣意的な拘束並びに子どもの拘束期間中に子どもに拷問またはその他の、残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱若しくは刑罰を科すことを止めることを求め、

保健医療、心理社会的支援および子どもの福祉と持続可能な平和および安全に貢献する教育プログラムへのアクセスを含めて、女兒と男児並びに障がいをもった子どもの具体的必要性が対処されることを確保すると同時に、武力紛争により影響を受けた子どもに対する持続可能な、時宜を得たまた適切な社会復帰や生活復帰の支援を提供することの重要性を認識し、

軍隊または武装集団による違法な勧誘または使用から子どもを保護することについて 2007 年にパリで開催された国際会議および 2017 年にパリで開催されたフォローアップ会議を含む、子どもと武力紛争に関する現行の国際的なまた地域的なイニシアティブ、並びに会議期間中の公約に留意し、

紛争地区で安全な環境において提供される質の高い教育は、紛争当事者の義務に反する子どもの勧誘や再勧誘を止めることと防ぐことに欠くことができないことを再確認し、

子どもを標的としている非国家武装集団により利用されているあらゆる勧誘方法に、特に、教育と意識向上を通して、対抗することの重要性を、これに関連して認識し、

国際人道法の下での武力紛争の全ての当事者の義務を遵守するという彼らへの安保理の呼びかけを再確認し、そして武力紛争における文民に対する人道要員の安全で妨げられないアクセスの重要性を強調し、また必要としている者への人道的アクセスの支援に資する環境を促進することにおける安全保障理事会の役割を再確認し、

1. 武力紛争の当事者による子どもの勧誘と使用並びに彼らの再勧誘、殺害および傷害、レイプやその他の形態の性的暴力、拉致、学校や病院に対する攻撃に関する適用可能な国際法のあらゆる違反、並びに武力紛争の当事者による人道的アクセスの拒否および武力紛争の状況において子どもに対して犯された、国際人道法、人権法と難民法を含む、国際法のあらゆるその他の違反を強く非難しまた全ての関連する当事者が、そのような慣行に直ちに終止符を打ちそして子どもを保護する特別な措置を講じ

ることを要求する。

2. 監視および報告メカニズムは、安保理決議 1612 (2005) の第 2 項に定められた原則に沿って、子どもと武力紛争に関する事務総長報告書の添付文書 I および添付文書 II (以下「添付文書」) に掲載された状況において実施され続けることを、またその確立と実施は、安保理の議事日程に状況を含めるかどうかについて安全保障理事会による決定を害するものでも暗示するものでもないことを再確認する。

3. 国家および国際連合に対し、紛争予防、平和の持続や紛争の予防を目的とした紛争および紛争後の状況におけるあらゆる関連する活動に、子ども保護を主流化することを求める。

4. 子どもと武力紛争に関する特別代表が紛争予防に貢献することにおいて果たすことができる重要な役割を再確認する。

5. 関連する安全保障理事会諸決議に従って、武力紛争により影響を受けた子どもの保護に関する子どもと武力紛争担当特別代表の職務権限を実行することにおける同代表の重要な役割を強調し、そして同代表の職務権限の文脈の範囲内で、現場レベルでの国際連合パートナー内のまた国際連合と関係する政府との間のそして具体的な公約を守ることと適切な対応メカニズムについて唱道することによるものを含めて、関係する国連機関、政府および武力紛争の当事者との対話を強化する国連国別タスク・フォースを支援することにおいて、より良い共同作業を助長することの重要性を、とりわけ強調し、これに関連して、特別代表に対し、国連機関、加盟国、地域的および準地域的機構並びに非国家武装集団と率先して関与することを続けることを要請し、そして特別代表に対し、関連する子ども保護関係者と一緒に、適切な場合にはそれらを実施するために、包括的な最善の慣行をまとめることを求める。

6. 武力紛争において子どもに対して犯された違反と侵害の定期的なまた時宜を得た審議の重要性を強調し、これに関連して子どもと武力紛争に関する安保理の作業部会の持続的な活動を歓迎しそして同作業部会に対し、遵守を強化することに関する現行の議論に照らして、関係する加盟国との関与を増やすことを通したものを含めて、武力紛争の影響を受けた子どもの保護を促進するためその職務権限の範囲内で、手段を十分に活用することを招請する。

7. 子どもに対するものを含む、人権の重大な侵害や違反または国際人道法の違反は、紛争への転落または紛争の段階的拡大、並びにその結果の早期の兆候となることがあることを認める。

8. 紛争の可能性の早期警戒を、国際連合憲章に従って、最も適切な国際連合または地域関係者による若しくはそれらを調整して子どもを保護することの目的に向けまた持続可能な平和を構築する目的のものを含めて、早期の具体的な予防行動に移すことを確実にするため国際連合システムの手段を審議しそして使用する安保理の公約を表明する。

9. 紛争の予防が、依然として国家の主要な責任のままであることをそして国際連合による紛争予防の枠組の範囲内で遂行された行動が、国の政府の紛争予防役割を、支援すべき、また適切な場合には、補完すべきであることを強調する。

10. 武力紛争により影響を受けた子どもに対する違反および虐待の地域的なまた国境を越えた性質に懸念を表明しそして子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業部会の関連する結論および安保理決議 1612 (2005) の第2項(d)を念頭に置きつつ、自らの各々の職務権限の範囲内でまた関係する国の政府と緊密に協力して、関係する子ども保護についての、とりわけ国境を越えた問題についての、情報交換と協力のための適切な戦略および調整メカニズムを確立することを加盟国、国際連合平和維持、平和構築および特別政治ミッション並びに国際連合国別現地チームに要請しそして地域的なまた準地域的な機関に対し求める。

11. 地域的および準地域的機構並びに取極めに対し、自らの政策提言、政策、計画およびミッション・プランニングへの子ども保護を主流化することを続けることを並びに要員を訓練しそして自らの平和維持活動と現場での活動に子ども保護職員を含めまた自らの事務局の範囲内で、子ども保護フォーカルポイントを任命することを通した子ども保護メカニズムを設立することを、並びに武力紛争により影響を受けた子どもに対する違反と虐待を防止するため地域的なまた準地域的なイニシアティブを策定しそして拡大することを奨励する。

12. 空爆、武力の過度な使用、地雷、爆発性戦争残存物並びに簡易爆発装置および人間の盾としての子どもの使用に関するものを含めて武力紛争の当事者間の敵対行為や一般住民に対する無差別攻撃の直接的なまた間接的な結果としてを含む、殺害されたまたは傷つけられた子どもの大きな数に深い懸

念を表明し、全ての当事者に対し、国際人道法の下での自らの義務、とりわけ区別および均衡原則並びに文民および民用物に対する害を避けそしていずれにしても最小化するあらゆる実行可能な予防を講じる義務、を遵守することを促す。

13. 武力紛争の全ての当事者に対し、子どもに対する安全な、時宜を得たそして妨害のない人道的アクセスを認めまた促進し、人道援助の排他的な人道的性質および公平性を尊重しまた区別なしに全ての国際連合人道機関とその人道的な協力機関の活動を尊重することを求め、そして人道的アクセスの違法な拒否および援助物資を意図的に妨害することを含む、自らの生存に欠くことのできない物を文民、特に子どもから奪うことを強く非難する。

14. 子どもが、紛争期間中や紛争後の期間に、特に教育と保健医療を含む、基本的なサービスに対するアクセスを有し続けることを確保することの重要性を想起し、そして加盟国、国際連合機関および市民社会に対し、教育に対する女兒の平等なアクセスを明確に考慮することを促す。

15. 学校および/または病院、並びにそれらに関連して守られた人に対する適用可能な国際法に違反した攻撃並びに攻撃の脅威を強く非難しそして攻撃や攻撃の脅威の結果として武力紛争の状況における学校や病院の閉鎖に安保理の深い懸念をくり返し表明しまた武力紛争の全ての当事者に対し、教育や公共医療に対する子どものアクセスを妨害する行動を慎むことを促す。

16. 適用可能な国際法に違反した学校の軍事的使用が、学校を攻撃の合法的目標にする可能性があること、従って子どもと教師の安全並びに子どもの教育を脅かすことを認識しつつそのような使用に深い懸念を表明し、そしてこれに関連して、

(a) 武力紛争の全ての当事者に対し、国際法に従って、学校の非軍事的性格を尊重することを促す。

(b) 加盟国に対し、適用可能な国際法に違反した、軍隊および非国家武装集団による学校の使用を阻止するための具体的措置を講じることを奨励する。

(c) 加盟国に対し、国際人道法に違反した学校への攻撃が、調査されそして責任を有する者が正しく起訴されることを確実にすることを促す。

(d) 国際連合の国レベルのタスク・フォースに対し、学校の軍事的使用に関する監視と報告を強めることを求める。

17. 子どもを対象としている非国家武装集団により利用されているあらゆる勧誘方法に特に教育と意識向上を通して、迅速に対処する必要性を強調し、そして加盟国に対し、この趣旨で優れた実践を交換することを奨励する。

18. テロ行為を犯した者を含む、あらゆる非国家武装集団により犯された、避難の原因となりまた教育や保健医療サービスへのアクセスに影響することがある、大量拉致および、とりわけ女兒を対象とした、性的やジェンダーに基づく暴力などの虐待や違反を含む、人権侵害および国際人道法の違反に、そのような虐待や違反についての責任の重要性を強調しつつ、依然として深刻に懸念したままである。

19. とりわけ関連する非軍事的な子ども保護関係者にこれらの子どもの迅速な引き渡しのための運用手続基準を制定することにより、テロ行為を犯した者を含む、あらゆる非国家武装集団と関係を有するかまたは関係を有すると主張されている子どもの取り扱いに特別な注意を払う必要性を強調する。

20. 情報収集目的のために拘束された子どもの使用に深刻な懸念を表明し、そして軍隊および武装集団により適用可能な国際法に違反して勧誘されてきたまた武力紛争中に犯罪を犯したとして疑われている子どもが、国際法違反の被害者として主に扱われるべきであることを強調し、そして加盟国に対し、児童の権利条約の下での適用可能な義務を遵守することを促し、そして軍隊および武装集団との関連で自由を奪われた子どもへの非軍事的な子ども保護関係者のアクセスを奨励する。

21. 加盟国に対し、子どもの自由のはく奪は最後の手段の措置としてまた適当な最も短い期間の間でのみ用いられるべきことを考慮しつつ、軍隊や武装集団と以前関連を有していた子どものための生活復帰と社会復帰に焦点を絞った起訴や拘留の代替物としての非司法的措置を考慮することを並びに子どもに対する公判前拘留の使用を可能な限り避けることを促し、そして加盟国に対し、軍隊や武装集団との関連のために拘束された全ての子どものために適法手続を適用することを求める。

22. 和平プロセスに子ども保護問題の統合に関する実際の指導をまとめるための過程の開始を歓迎

しそして平和プロセスの期間中と平和構築プロセスにおける子ども保護問題について軍隊と武装集団の関与の重要性を強調しそして加盟国、国際連合組織、平和構築委員会、およびその他の関係当事者に対し、軍隊または武装集団と以前関係を有していた子どもの解放と再統合に関連したものを含む、子ども保護規定並びにあらゆる和平交渉、停戦および和平協定へのそして停戦監視規定への子どもの権利と福祉に関する規定を統合することを、またこれらのプロセスにおいて、適当と認められる場合に、子どもの見解を考慮することを求める。

23. 加盟国、平和構築委員会を含む、国際連合組織およびその他の関係当事者に対し、子どもの見解が、紛争周期を通じた計画活動に考慮されることを確保することまた武力紛争により影響を受けた子どもの保護、権利、福祉およびエンパワーメントが紛争後の復旧および復興計画、プログラムと戦略に並びに平和構築および平和の持続に関する取組に十分に組み入れられそして優先させられることを確保することを、求めそしてこれらの過程において子どもの見解の配慮を奨励しまた促進する。

24. 関係する加盟国に対し、子ども保護を主流化することまた女兒と男児の具体的な必要性が、ジェンダーと年齢に敏感な DDR 過程の策定を通じたものを含めて、武装解除、動員解除および社会復帰 (DDR) のあらゆる段階で、十分に考慮されることを確保することを促す。

25. 関係する加盟国に対し、治安部門改革に着手している場合、子ども保護を主流化することまた女兒と男児の具体的な必要性が、軍事訓練における子ども保護の包摂や関連する非軍事的な子ども保護関係者への子どもの引き渡し、国内の治安部隊における子ども保護部隊の設立および未成年の勧誘を防止するための効果的な年齢評価メカニズムの強化に関するものを含む、運用手続基準などが、十分に考慮されることを確保することを促し、それと同時に例外のままであるべきである遅延出生届を含む普遍的な出生届を確保することの重要性を年齢評価メカニズムに関して強調する。

26. 加盟国に対し、武力紛争により影響を受けた子どものための、保健医療、心理社会的支援および教育計画に対するアクセスを含む、ジェンダーと年齢に敏感な長期のそして持続可能な社会復帰と生活復帰の機会、並びに子どもの福祉と持続可能な平和と安全に貢献するため、女兒と男児の具体的な必要性を考慮すると同時に、これらの子どもに汚名を着せることを避けそして彼らの帰還を促進するため意識向上と共同体との協働に焦点を絞ることを奨励する。

27. 人道的状況における心の健康と心理社会的計画のための長期のまた持続可能な資金調達の重要性と全ての影響を受けた子どもが持続的なまた十分な支援を受けることを確保することを、そしてあらゆる人道的対応に心の健康と心理社会的サービスを統合することをドナーに奨励することを強調する。

28. 地元のまた宗教的な指導者の両方に対し、子どもに対する違反と虐待を公然と非難しそして子どもに対する違反と虐待を終わらせることと防止することを唱道することを、また武力紛争により影響を受けた子どもに汚名を着せることを避けるための意識向上によるものを含めて、自らの共同体の中にこれらの子どもの社会復帰を支援するため、政府、国際連合およびその他の関連する利害関係者と関与することを促す。

29. 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書の批准を通したものを含む、武力紛争により影響を受けた子どもを保護するための国際公約を行うために数多くの加盟国により講じられた措置を歓迎しそしてこの文書をまだ批准していない加盟国に対し、そうすることを求める。

30. 武力紛争において子どもに対して犯されたあらゆる違反や虐待に対する責任の重要性を強調しそして全ての国家に対し、子どもに対する違反や虐待について責任を有する者が、その結果が公にされる時宜を得たまた組織的な調査と起訴を通したものを含めて、不当な遅延なしに、訴追されそして責任を問われ、またあらゆる被害者が司法への並びに被害者が必要とする医療や支援のサービスへのアクセスを有することを確保することを確実にしつつ、調査および検察能力を築くことを含めて、国内の責任メカニズムを強化するための努力により刑事責任の免除に対処し続けることを求める。

31. 刑事責任の免除に終止符を打ちまたジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪および子どもに対して実行されたその他の酷い犯罪に責任を有する者を調査しそして起訴する全ての国家の責任を強調しまたその管轄権の範囲内にある問題におけるそしてローマ規程に定められたような国内の刑事管轄権に対する補完の原則に従った、国際刑事裁判所の貢献をこれに関連して強調する。

32. 関連する制裁体制の職務権限を確立し、修正または更新する時に、安保理諸決議 1539 (2004)、1612 (2005)、1882 (2009)、1998 (2011)、および 2068 (2012) の関連する規定を考慮しつつ、子どもに対して犯された違反と虐待の執拗な実行者に対する対象を特定したまた段階を付けた措置を採択しそして武力紛争における子どもの権利と保護に関連した適用可能な国際法に違反した活動に従事

している武力紛争の当事者に関連する規定を含めることを審議する安全保障理事会の用意があることをくり返し表明する。

33. 子どもの保護における国際連合平和維持活動と政治ミッションの役割、とりわけ子ども保護を主流化することとミッションにおける監視、予防および報告努力を主導することにおける子ども保護助言者の非常に重要な役割を認識し、そしてこれに関連して全ての関連する国際連合平和維持活動と特別政治ミッションの職務権限に子ども保護のための具体的な規定の包摂を続けるという安保理の決定をくり返し表明し、そのようなミッションへの子ども保護助言者の展開を奨励し、そして事務総長に対し、そのような助言者の必要性および人数並びに役割が、それぞれの国際連合平和維持活動と政治ミッションの準備と更新の期間中に組織的に評価され、また任命される場合、透明なやり方で、彼らが素早く勧誘され、迅速に展開され、そして適切に援助を受けていることを確保することを、求め、そして DPKO と DPA を含む、国際連合事務局に対し、各国ごとの状況について安保理に概要説明する場合、子ども保護を考慮することを奨励する。

34. より効果的な国際連合平和維持活動の支援においてあらゆる関係機関と利害関係者を動員する事務総長の取組に子ども保護を主流化することの重要性を強調する。

35. 性的搾取および虐待に関する事務総長のゼロ・トレランス政策の国際連合平和維持活動による継続的实施並びに自らの要員の国際連合行動規範の完全遵守を確保することを求めこれに関連してあらゆる必要な措置を講じ続けそして安全保障理事会に知らせ続けるという事務総長に対する安保理の要請をくり返し表明し、また部隊および警察要員提供諸国に対し、性的搾取および虐待に関するものを含む、命じられた展開前の子ども保護訓練などの、適切な予防行動を講じることを続けることをまたそのような行為に自らの要員が関与している場合に十分な責任を確保することを促す。

36. 平和維持ミッション、特別政治ミッション、平和構築事務所、国際連合事務所、機関、基金および計画を含む全ての国際連合組織に対し、国際連合以外の治安部隊に対する国際連合支援に関する人権デュー・ディリジェンス政策の適用において子どもに対する違反に十分な注意を与えることを促す。

37. 加盟国、国際連合組織を含む、全ての関係当事者並びに金融機関に対し、国の主体的取組、国の機関および武力紛争により影響を受けた子ども、特に軍隊や非国家武力集団から解放された子どもの

昌道、保護、社会復帰および生活復帰のための地方の市民社会ネットワークの能力の策定と強化並びに時宜を得た、持続的なまた適切な資源と資金をもった国の責任メカニズムを念頭に置きつつ、適切な場合には、支援することを促す。

38. 子どもと武力紛争に関する安保理決議と議長声明の実施についての安保理への包括的な年次報告書を提出することを続けることそして各国ごとの状況に関するあらゆる報告書に、子どもと武力紛争の問題が報告書の具体的側面として含まれることを確実にすることという事務総長への安保理の要請をくり返し表明した安保理の議事日程でこれらの状況を扱っている場合、関連する安全保障理事会決議の実施と子どもと武力紛争に関する安保理の作業部会の勧告を含む、そこで提供された情報に安保理の十分な注意を与えるという安保理の意図を表明する。

39. 拉致、勧誘、性的暴力および取引の間の繋がりや武力紛争の状況における子どもが、武力紛争における人身売買にまた搾取のこれらの形態に、特に脆弱であり得ることを認識し、そして国連システムの関連する部分と国際的なまた地域的な機関に対し、自らの各々の職務権限の範囲内で、この問題に対処するために活動することを奨励する。

40. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。